

医療審議会関係法令

医療法（抄）

（都道府県医療審議会）

第71条の2 この法律の規定によりその権限に属された事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

2 都道府県医療審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

医療法施行令（抄）

（都道府県医療審議会）

第5条の16 都道府県医療審議会（以下「審議会」という。）は、委員30人以内で組織する。

第5条の17 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

第5条の18 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

第5条の19 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員10人以内を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

第5条の20 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

3 議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第5条の21 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。

4 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。

5 第5条の18第3項及び第4項の規定は、部会長に準用する。

第5条の22 第5条の16から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

地方自治法（抄）

（委員会・委員及び附属機関の設置）

第138条の4 （略）

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。但し、政令で定める執行機関については、この限りでない。

（附属機関の職務権限・組織等）

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

福島県医療審議会運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、医療法施行令（昭和23年10月27日政令第326号）第5条の18の規程に基づき、福島県医療審議会（以下「審議会」という。）の運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(部 会)

第2条 審議会に保健医療計画調査部会及び医療法人部会を置く。

2 保健医療計画調査部会に属すべき委員は13人以内とし、医療法人部会に属すべき委員は10人以内とする。

3 保健医療計画調査部会は、保健医療計画について調査審議する。

4 医療法人部会は、医療法人に関わる知事の諮問事項について審議する。

5 各部会は、会長が招集する。

6 保健医療計画調査部会の決議は、診療所の一般病床の設置の届出に関する取扱い、診療所の療養病床の設置の許可並びに診療所の療養病床に係る病床数の増加の許可及びへき地等病院の医師配置標準の特例措置の取扱いに限り、これをもって審議会の決議とする。

7 医療法人部会の決議は、これをもって審議会の決議とする。

(部会の定足数及び表決数)

第3条 各部会は、その属する委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

(庶 務)

第4条 審議会の庶務は、保健福祉部地域医療課において処理する。

(雑 則)

第5条 この規程に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、昭和61年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成6年6月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年10月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年5月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年7月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

福島県医療審議会の会議の公開について

福島県医療審議会（保健医療計画調査部会及び医療法人部会を含む）の会議の公開に関する取扱は以下のとおりとする。

（１） 原則公開とする。

ア 公開中に会議を非公開とすべき事態に至ったときは会長が、または保健医療計画調査部会及び医療法人部会にあっては各部会長が、会議に諮って非公開を決定する。

ただし、緊急の場合についての対応については会長又は各部会長に一任する。

イ 会議の公開に当たっては、会議を公正かつ円滑に運営するため、審議会の傍聴要領を定め、会議の秩序維持に努めるものとする。

ウ 会議の開催に当たっては、緊急の場合を除き、開催日の属する週の２週前の金曜日までに、報道機関への資料提供、県政情報センター、県ホームページに掲示することにより周知を行う。

（２） 審議の過程において個人情報又は法人情報等を取扱う次に掲げる場合は、福島県情報公開条例第７条に定める不開示事由に該当するため、非公開とする。

〔医療審議会（全体会）〕

ア 「公的医療機関の開設・増床等に係る許可を与えない処分に関する事項」を審議する場合

イ 「病床過剰地域における病院の専門的かつ特殊な診療機能を有する特定部門の病床の設置に関する事項」を審議する場合

ウ 「病院又は療養病床を有する診療所の人員の増員又は業務の停止命令に関する事項」を審議する場合

エ 「病院の開設・増床等や診療所の療養病床の設置・増床に係る勧告に関する事項」を審議する場合

オ 「地域医療支援病院の承認又は取り消しに関する事項」を審議する場合

〔保健医療計画調査部会〕

カ 「病床過剰地域における診療所の療養病床の設置に関する事項」を審議する場合

キ 「診療所の一般病床の設置の届出に関する事項」を審議する場合

ク 「へき地等病院の医師配置標準の特例措置の取扱いに関する事項」を審議する場合

〔医療法人部会〕

ケ 「医療法人の設立に関する事項」を審議する場合

コ 「医療法人の解散に関する事項」を審議する場合

サ 「医療法人の合併に関する事項」を審議する場合

シ 「医療法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告に関する事項」を審議する場合

ス 「医療法人の設立認可の取り消しに関する事項」を審議する場合

セ 「社会医療法人の認定、取り消し及び業務停止に関する事項」を審議する場合

[参考] 福島県医療審議会の組織・所掌事務

医療審議会（全体会）

医療法の規定による事項の調査のほか、県の医療提供体制の確保に関する重要事項の調査審議

- ① 医療計画の策定見直しに関する事項（医療法第30条の4第14項）
- ② 公的医療機関の開設・増床等に係る許可を与えない処分に関する事項（医療法第7条の2第6項）
- ③ 病院の開設・増床等や診療所の病床の設置・増床に係る勧告に関する事項（医療法第30条の11）
- ④ 病床過剰地域における病院の専門的かつ特殊な診療機能を有する特定部門の病床の設置に関する事項（医療法第71条の2第1項）
- ⑤ 地域医療支援病院の承認及び取り消しに関する事項（医療法第4条第2項・医療法第29条第6項）

保健医療計画調査部会

保健医療計画に関する調査審議

- ① 医療計画の策定見直しに関する事項（医療法第30条の4第14項）
- ② 病床過剰地域における診療所の療養病床の設置に関する事項（医療法第71条の2第1項）
- ③ 診療所の一般病床の設置の届出に関する事項（医療法第71条の2第1項）
- ④ へき地等病院の医師配置標準の特例措置の取扱いに関する事項（医療法第71条の2第1項）

医療法人部会

医療法人に関する審議

- ① 医療法人の設立に関する事項（医療法第45条第2項）
- ② 医療法人の解散に関する事項（医療法第55条第7項）
- ③ 医療法人の合併に関する事項（医療法第57条第5項）
- ④ 医療法人に対する業務停止命令又は役員解任勧告に関する事項（医療法第64条第3項）
- ⑤ 医療法人の設立認可の取り消しに関する事項（医療法第66条第2項）
- ⑥ 社会医療法人の認定、取り消し及び業務停止に関する事項（医療法第42条の2第2項・第64条の2第2項）